



長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第88号)

配信日 平成27年4月24日

長崎県消費生活センターからの情報です。

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を 口実とした振り込め詐欺に注意！

消費税の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が市町から支給される予定です。

今後、両給付金の支給を口実とする振り込め詐欺の発生の恐れがあります。

<消費者センターからのアドバイス>

- 上記のような警戒情報を長崎県警がよびかけています。
市町や厚生労働省などの公的機関が両給付金の支給手続き等のために、手数料の振込みやATMの操作を指示することは絶対にありません。相手の指示通りにATMを操作すると、結果的に相手にお金を振り込んでしまいます。
- 公的機関が電話で支給対象者の生年月日、家族構成、口座番号や暗証番号を聞くことはありません。公的機関や類似した名称を名乗る不審な電話を受けたら、電話を切り、相手から教えられた番号には連絡せず、担当課に確認するようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)